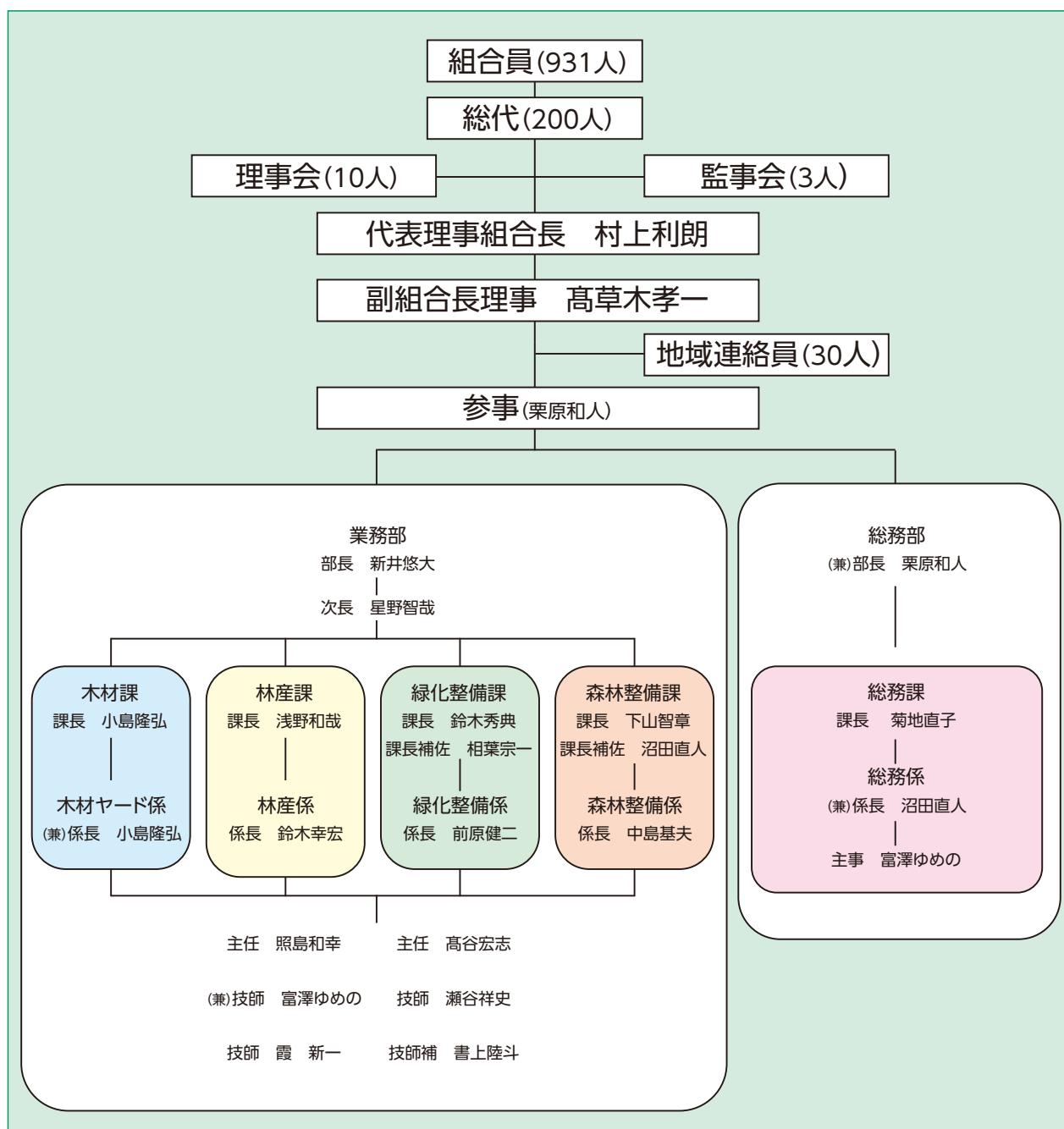


令和7年度 運営機構図及び役職員の配置状況



森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

〈保険金のお支払いの対象となる8つの災害〉

火災	風害	水害	雪害
干害	凍害	潮害	噴火災

お問い合わせは、桐生広域森林組合、または群馬県森林組合連合会へ

桐生広域森林組合：〒376-0011 桐生市相生町3丁目560-5
TEL : 0277-55-0077 FAX : 0277-55-0071